

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月27日
【会社名】	山陽特殊製鋼株式会社
【英訳名】	Sanyo Special Steel Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 武田安夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	兵庫県姫路市飾磨区中島字一文字3007番地
【縦覧に供する場所】	山陽特殊製鋼株式会社東京支社 (東京都江東区木場一丁目5番25号 深川ギャザリアタワーS棟) 山陽特殊製鋼株式会社大阪支店 (大阪府中央区南久宝寺町三丁目6番6号 御堂筋センタービル) 山陽特殊製鋼株式会社名古屋支店 (名古屋市中区錦一丁目20番19号 名神ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長武田安夫は、当社の第101期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。